
第2章 解析・評価と課題の整理

本市の緑について、上位計画等での位置づけや緑地現況調査をふまえ、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能といった緑の4機能の視点から、緑の状況を整理し評価します。また、都市公園法等の改正や市民アンケート※等をふまえ、本市の緑の課題を整理します。P.2-2 に解析・評価と課題の整理、P.2-3 に緑の課題図を示します。

※市民アンケート：「第2次北名古屋市総合計画及び名古屋市との合併に関する市民意識調査結果（2017年2月）」より、緑に関する項目を抽出

上位計画での位置づけ

■都市計画マスタープラン

【都市づくりの考え方】

集約された都市のなかで、活力ある産業を育むとともに、都市と農地の共存によるゆとりや潤いのある高質な都市づくり

【都市施設の方針（公園・緑地抜粋）】

- ①都市公園の整備推進
- ②生産緑地を活用した公園・緑地の整備
- ③都市農地の活用

■愛知県広域緑地計画

【計画の理念】

都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり

【地域別緑地計画（名古屋地域）】

- ・五条川の河川沿いの緑地は、山地や海岸の冷気を市街地に導入する風の道を形成する等、本地域の都市環境を保全するとともに、生態系ネットワークの形成に役立つため、水と緑のネットワークの軸線としていくことが必要。

■名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【主要な都市計画の決定等の方針（緑に関する記述抜粋）】

- ・都市公園、丘陵地や社寺境内の樹林地、市街地周辺の農地、河川の水辺など、住民にとって身近な自然的環境の整備や保全を促進。
- ・ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の避難経路の確保といった観点から、都市公園や河川、道路空間などの活用も図りつつ自然的環境インフラネットワークを形成。

緑地現況調査

- ・都市計画区域内の都市公園面積は 4.23ha（0.50 m²/人）、公園・広場の面積は 39.41ha（4.64 m²/人）、市域の緑被率は 25%〔2016 年度〕

緑の 4 機能の解析・評価

●環境保全機能

- ・河川や市街地西部や南部の一団の農地は、都市環境向上機能を有するほか、動植物の生息・生育地となっています。
- ・社寺林は市内の貴重な樹林地であり、動植物の生息・生育地であるため保全が必要です。

●レクリエーション機能

- ・五条川、合瀬川などの河川やレジャー農園は、市民が自然とふれあう場となっています。
- ・都市公園・緑地は、地域により配置状況に差があります。
- ・街区公園や児童遊園など小規模な公園が多く、市民 1 人当たりの公園面積が不足しています。

●防災機能

- ・市域西部及び南部の市街化区域周辺に残る一団の農地は遊水機能などの防災・減災機能を有しています。
- ・都市公園等のオープンスペースが少ない地域もあり、災害時の避難地となる空間が十分とはいえません。

●景観構成機能

- ・アートを活かしたまちづくりを推進し、特徴あるまちの景観を形成していくことが求められます。
- ・高田寺、白山社、旧加藤家、長岳院等の樹林は、本市の地域らしさや歴史を感じられる緑として保全・活用が必要です。

北名古屋市の緑の課題

●河川・街路樹

- (1) 河川や幹線道路沿いの街路樹は、緑の骨格を形成しており、これらを活用して公園・緑地等をネットワーク化する必要があります。
- (2) 河川は、生物の生息場所として保全を図りながらも川に親しめる施設の充実を図る必要があります。

●公園・緑地

- (3) 都市公園や緑地の量的・質的な充足と、地域の均衡ある配置を実現するための様々な方策の検討が必要です。
- (4) 緑の拠点となっている健康ドームや文化勤労会館周辺の緑地空間等の充実が必要です。

●農地

- (5) レジャー農園など、市民が自然と触れ合う場の充実を図る必要があります。
- (6) 生産緑地は緑の拠点として活用を図るとともに、遊水機能や生物の生息空間を維持するためオープンスペース機能を維持していく必要があります。

●その他

- (7) 災害時に避難地となるオープンスペースの確保が必要です。
- (8) 市内の公共施設や民有地の緑化の充実を図る必要があります。
- (9) アートを活用した修景整備などにより、個性的・魅力的な都市景観を形成していく必要があります。
- (10) 歴史特性を有する社寺林を保全する必要があります。

法改正

●都市農業振興基本計画

- ・「都市農業の多様な機能の発揮」が求められており、市民農園などの農作業体験の環境整備など農地活用策の検討が可能。

●生産緑地法

- ・生産緑地地区の面積要件の引下げ
- ・生産緑地地区における建築規制の緩和
- ・特定生産緑地制度

●都市公園法

- ・民間による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設

●都市緑地法

- ・民間による市民緑地整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手に民間主体を指定する制度の拡充

市民アンケート

- ・市の魅力：「農地や川などの自然の潤い」
- ・緑の要望：「街路樹の維持管理不足」や「小さな子どもの遊ぶ芝生広場がほしい」、「公園が古い」など
- ・農地活用：「新規就農の推進」、「休耕農地の活用」など
- ・文化芸術：名古屋芸術大学との連携に期待
- ・転出意向の理由：「公園や憩いの場が少ない」
- ・市民協働：花壇づくりや、児童遊園の除草作業など

緑の課題図

●市域全体

- ・都市公園や緑地の量的・質的な充足と、地域の均衡ある配置を実現するための方策の検討が必要です。
- ・災害時に避難地となるオープンスペースの確保が必要です。
- ・市内の公共施設や民有地の緑化の充実を図る必要があります。

《街路樹》

- ・幹線道路沿いの街路樹により、緑の拠点施設へのネットワーク化やその充実が必要です。

《合瀬川》

- ・桜並木を保全するとともに、川に親しめる施設の充実が必要です。

《農地の保全・活用》

- ・農地の保全に配慮しつつ、レジャー農園など、市民が自然と触れ合う場の充実を図る必要があります。

《生産緑地の活用》

- ・生産緑地は緑の拠点として活用を図るとともに、遊水機能や生物の生息空間を維持するため、オープンスペース機能を維持していく必要があります。

凡例

緑被分類

- 水田
- 畑
- 裸地
- 水面
- 水辺
- 都市公園の植栽地
- 公共公益施設の植栽地
- 民有地の植栽地

凡例

	駅周辺・沿線の緑化
	農地の活用
	農地の保全
	社寺林
	河川の保全
	幹線道路（沿道景観の向上）
	行政界
	市街化区域界

《五条川》

- ・プロムナード整備計画等に基づき、安全性に配慮しつつ川に親しめる施設整備が求められます。

《文化勤労会館・文化の森》

- ・緑の拠点となっている文化勤労会館周辺の緑地空間（文化の森）の充実が必要です。
- ・緑の拠点施設への集積やネットワーク化が必要です。

《農地の保全》

- ・農地は都市環境向上機能や防災機能のほか、生物の生息空間を維持するため保全する必要があります。

《駅周辺・沿線の緑化》

- ・駅周辺はまちの玄関口として、アートを活用した修景整備などにより、個性的・魅力的な都市景観を形成していく必要があります。
- ・鉄道沿線は基盤施設整備の推進と合わせた緑の量の確保や修景整備が必要です。

《健康ドーム・（仮称）防災・健康ひろば》

- ・緑の拠点となっている健康ドームや（仮称）防災・健康ひろばの整備・充実が必要です。

《新川・鴨田川》

- ・生物の生息場所として保全を図りながらも川に親しめる施設の充実を図る必要があります。

《歴史風土の緑》

- ・市指定天然記念物の白山社のツブラシイ、高田寺、旧加藤家住宅、長岳院等は、本市の歴史を伝える緑であり保全が必要です。

至 上小田井駅

第3章 計画の基本方針

3-1 緑の基本計画の理念と緑の将来像

1. 緑の基本計画の理念

本市の緑は、市域を包み込むように五条川、鴨田川、合瀬川等が流れ、濃尾平野の肥沃な土地を活かしたおだやかな田園景観が広がっています。その中で高田寺や白山社、熊野神社等の社寺林や屋敷林は一定のまとまった緑の景観を呈しており、本市の特徴的な緑といえます。

近年では、身近な緑に対する市民の多様なニーズへの対応や、市民が安全・快適に緑に親しめるよう、市民との協働や民間の力の活用といったみんなで協力して緑を育てていくことが求められています。また、本市は道路や鉄道の交通網に恵まれた利便性の高いまちで、名古屋市ベッドタウンとして発展し続けており、都市空間として市民が憩える身近な緑や潤いのある魅力的な景観へのニーズや、都市における農地の活用、防災など安全・安心なまちづくりへの期待が高まっています。

第2次北名古屋市総合計画では、めざすまちの姿として「健康快適都市」～誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち～を掲げており、第2次北名古屋市都市計画マスタープランでは都市づくりの考え方として「集約された都市のなかで、活力のある産業を育むとともに、都市と農地の共存によるゆとりや潤いのある高質な都市づくり」を掲げています。

このため、緑の基本計画の基本理念としては、緑の有する機能がより発揮されるよう、本市の緑の骨格を形成する河川や幹線道路沿いの街路樹によるネットワークを形成することで、環境面や景観面で多様な機能をもつ農地や公園等の拠点となる緑をつなぎます。また、市民が身近に緑に親しむ機会を増やすため、農地等のオープンスペースの活用を検討するなど、まちの活性化につながる緑づくりを進めていきます。

これらを踏まえ、緑・農・人がつながり、楽しく快適に暮らせるまちの創出を目指し、緑の基本計画の理念をテーマとして以下のように設定します。

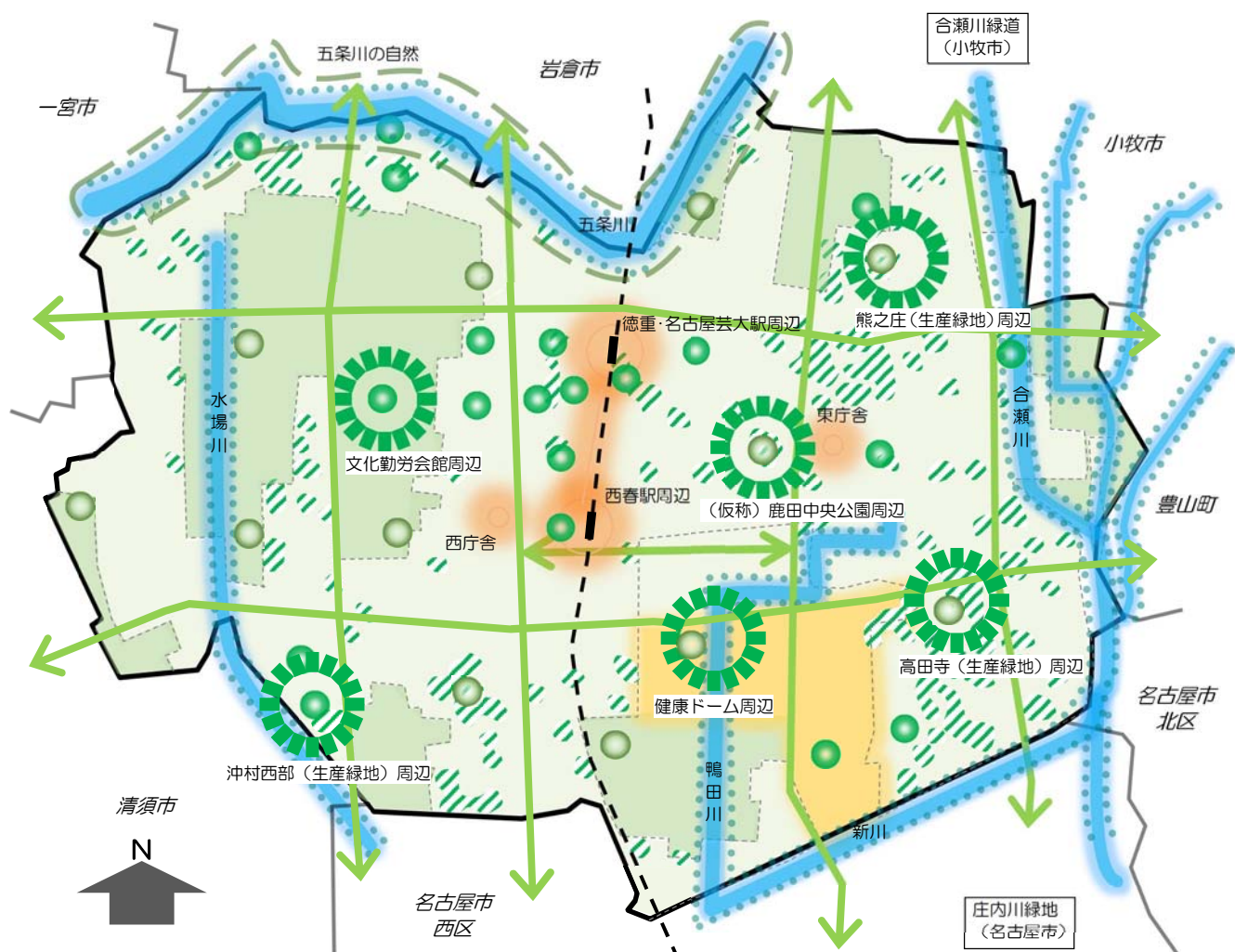
緑の基本計画のテーマ

緑・農・人がつながり
楽しく快適に暮らせるまち 北名古屋市

2. 緑の将来像

緑の基本計画のテーマを踏まえ、緑の将来像を以下のように設定します。

■北名古屋市の緑の将来像図



凡		例	
	まちの顔となる緑（鉄道沿い・駅周辺・庁舎）		市街地（公共施設・民有地の緑化）
	交流拠点の緑（緑化重点地区）		保全する農地
	地域拠点となる緑（街区公園及びスポーツ施設等）		活用を推進する農地
			保全・活用する農地（生産緑地）
	緑のネットワーク（街路樹）		行政界
	緑のネットワーク（河川）		市街化区域界

3-2 計画の基本方針

本市の緑の目指すべき方向を基本方針として以下のように設定します。

基本方針1：緑を守り育み、緑のネットワークを形成します

河川や社寺林、幹線道路の街路樹、鉄道沿いの緑地などは、まちの骨格を形成するとともに、都市化が進むなかで貴重な生物の生息空間であり、防災・減災機能も有しています。これらの緑の有する機能がより発揮されるよう、緑のネットワークを形成し、大切に保全・整備します。

また、本市が名古屋都市計画区域の一部であることを前提に周辺地域と連携を図ることで、広域的な緑地ネットワークを活用します。

防災・減災において、雨水流出抑制機能や、暑熱環境緩和機能等、近年の大規模災害にも対応するグリーンインフラ機能の充実・強化を図ります。

基本方針2：公園や広場など拠点となる緑について、多様な方策を用いて整備・運営を図ります

子どもから高齢者まで幅広い世代が集まる憩いの場所となる身近な公園や広場などといったまちの拠点となる緑をつくります（整備・運営）。こうした拠点となる緑は災害時には避難場所としても機能します（活用）。

市民からの公園に関する多様なアイデアを受け入れ、既存や新しく整備する公園の利活用を図ります。

公共施設や民有地の面的な緑化の充実など、行政と市民が協力して市街地の緑の質を高めることを目指し、緑や花と親しめる空間や仕組みを増やします。

また、民間活力の導入により空き地等を活用した市民緑地等の整備やプレーパークの実施検討など、身近な緑の拠点づくりに取り組みます。

基本方針3：農地の多面的な機能を活用し、潤いとゆとりある暮らしにつなげます

農地は、農作物の生産・供給の場、食育の場の提供だけでなく、景観向上・環境保全の機能、都市農業の振興など交流・憩いの機能、防災の機能を有しており、これらの多面的な機能を活用し、潤いとゆとりのある暮らしにつなげます。

生産緑地地区については、生産緑地法等の改正を踏まえ、オープンスペースとしての利活用の検討など都市と農地が共存する魅力あるまちづくりへの取り組みを進めます。また、市民が身近に農にふれあえる空間の充実（整備・活用・保全）に取り組みます。

3-3 緑の基本計画の目標水準

1. 計画フレーム

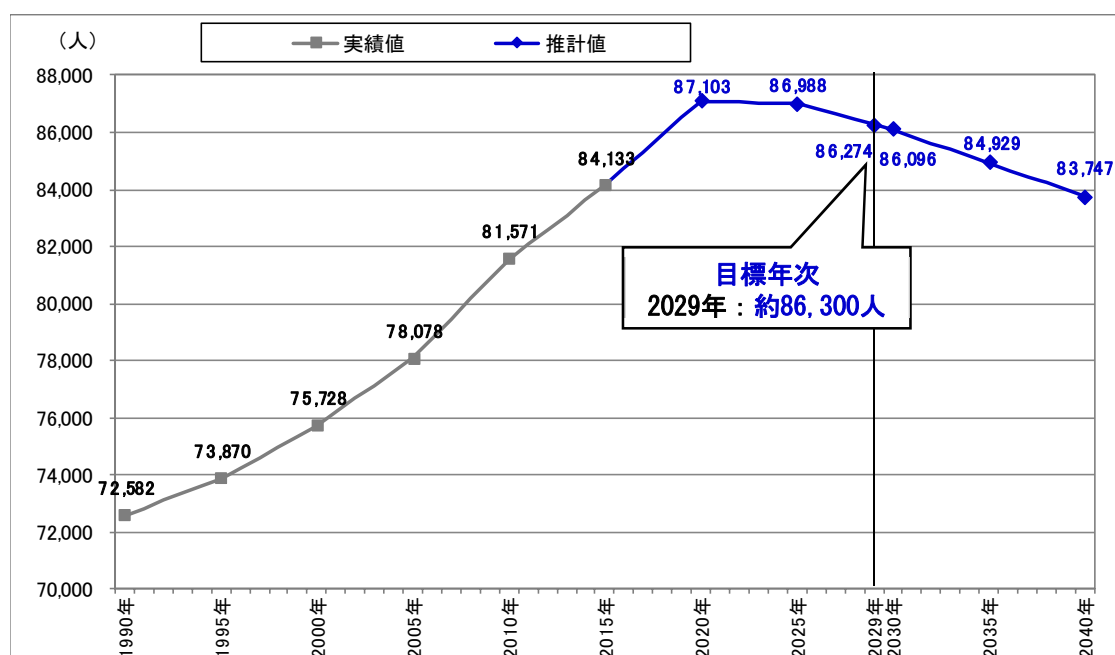
- ・本計画策定の前提となる計画対象地域、人口の見通し、市街化区域等の規模について「第2次北名古屋市都市計画マスタープラン」を基に整理します。

(1) 計画対象区域

計画対象市町村名	都市計画区域名称
北名古屋市全域 1,837ha	名古屋都市計画区域 1,837ha

(2) 人口の見通し

年次	現況 (2017年)	ピーク時 (2020年)	目標年次 (2029年)
人口	84,906人	87,103人	86,300人



資料：国勢調査（1990年～2015年）、第2次北名古屋市総合計画（2020年～2040年）
 ※推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計データ及び最新の国勢調査（2015年）データをもとに、コーホート要因法により推計したものです。資料：都市計画マスタープラン、2017年の人口は住民基本台帳（2016年10月1日現在）

(3) 市街化区域の規模

年次	現況 (2017年度)	目標年次 (2029年度)
市街化区域面積	1,210ha	1,241ha

注：市街化区域面積は、都市計画マスタープランの拡大市街地の住居系面積増加分 31ha を加えたもの

2. 計画の目標水準

本計画における確保すべき目標水準を以下のように設定します。

(1) 公園・広場の整備に関する目標

- ・本市における公園・広場（都市公園+公共施設緑地）※¹の整備量は、国が示している市街地における都市公園の住民 1 人当たりの標準「5 m²以上」（都市公園法施行令第 1 条の 2）に対し不足していることから、今後も公園・広場の整備を着実に進めることを目指します。
- ・本市においては、全域において都市公園の整備が必要である一方、児童遊園やスポーツ広場（公共施設緑地）が各地区に整備されていることから、それらの広場を含め計画の目標水準を設定します。目標年次※²の 2029 年度においては、緑の将来像図（P.3-2）で示した交流拠点の緑を中心に多様な手法で公園・広場の整備を進め、1 人当たりの公園・広場の確保目標を 3.2 m²とします。
- ・本市の都市公園面積は 2017 年度現在 4.2ha であり、目標年次には身近な公園の整備により 6.0ha を目指します。
- ・なお、本市からの公園利用圏域にある広域型公園である庄内緑地公園（名古屋市、都市公園面積 47.39ha、本市中心部より約 3km の位置）を面積計上すると、市街地内における 1 人当たり公園面積は 9.0 m²となります。

■公園・広場の確保目標

項 目	現 況 2017 年度	目標年次 2029 年度
1 人当たりの公園・広場面積の目標 （市街化区域内）	2.9 m ²	3.2 m ²
都市公園面積の目標	4.2ha	6.0ha

※¹：（都市公園+公共施設緑地）は、緑の基本計画ハンドブックでは「都市公園等」に該当する

※²：目標年次及び長期目標の年次設定は、第 2 次北名古屋市都市計画マスタープランによる

(2) 緑の保全、緑化推進に関する目標

- ・緑の保全、緑化推進に関する目標として、市域全体に対して緑に覆われた面積量を示す緑被率を指標として設定します。現況において、緑被率は市街化区域で約 11%、市街化調整区域で約 50%、市域全体 25%となっています。
- ・一般に市街地では持続性のある緑地の割合としては、30%が望ましい緑の都市像（緑の政策大綱：1994 年、社会資本整備審議会：2007 年）である、とされています。本市は、市街地と周辺地が近接、連坦しており、市域全体での緑被率を目標として設定します。今後、公園・広場の整備や公共施設の緑化推進、生産緑地地区の拡充などにより市域全体での緑被率は、現況値の維持を図ることを目標とします。

■緑の保全、緑化推進に関する目標

項 目	現 況 2017 年度	目標年次 2029 年度	長期目標（参考） 2040 年度
市域全域の緑被率	25%	25%	25%

- 本市の農地は名古屋市に隣接している状況にある都市において、農産物の生産機能だけではなく、都市環境の快適性向上や環境負荷軽減、潤いや憩い、防災機能を有しています。今後は、農地の多面的な活用により交流体験スペースとしても有効であり、都市に残された貴重な農地の保全が重要となってきます。このため、市街化区域内の農地について、生産緑地地区の維持や新規確保を目標とします。

■生産緑地地区の確保に関する目標

項 目	現 況 2018 年度	目標年次 2029 年度
生産緑地地区面積	19.8ha	19.8ha

(3) 緑に関する市民意識の目標

- 生活環境やスポーツ施設の充足度などの緑に関する市民意識調査（アンケート）の満足度向上を目指します。

■緑に関する市民意識調査 満足度の目標

項 目	現 況 2017 年度	目標年次 2029 年度
「農地や川など潤いがある」	15%	17%
「生活環境（上下水道、歩道、公園・街路樹・街路灯などの整備）がよい」	9%	15%
「図書館や公民館、スポーツ施設など公共施設が充実している」	18%	25%

注：現況は「第2次北名古屋市総合計画及び名古屋市との合併に関する市民意識調査結果」（2017年2月）

(4) 緑化活動に関する目標

- 環境美化に対する市民意識の高揚に向けた取り組み指標として、市が管理する道路や公園を市民等が里親となって美化活動を行うアダプトプログラムの登録団体数の増加を目指します（第2次北名古屋市総合計画における目標指標と同一）。

■緑化活動に関する目標

項 目	現 況 2017 年度	目標年次 2029 年度	長期目標（参考） 2040 年度
アダプトプログラム登録団体数	12 団体	20 団体	30 団体